

審査基準表

禁止場所の区分		
百貨店等 (床面積の合計が1,000㎡以上のもの)		
指定場所	禁止行為の種類	解除の基準
売場及び通常顧客の出入する部分	喫煙	認めないものとする。
	裸火使用	<p>1 電気を熱源とする火気使用設備器具は、次の要件を満たす場合に限る。</p> <p>(1) 使用する場所は、食料品の陳列販売部分以外であること。</p> <p>(2) 条例第3章において、火災予防上安全な距離が定められている場合は、可燃物から当該距離以上の距離を確保していること。</p> <p>(3) 可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。</p> <p>(4) 従業員等による監視、消火、使用後の点検等の体制が講じられていること。</p> <p>(5) 消火器具を設けること。</p> <p>(6) 出入口、階段等から水平距離で5m以上離れていること（不燃材料で造った壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）。</p> <p>(7) 危険物品その他の易燃性の可燃物から水平距離で5m以上離れていること（不燃材料で造ったつい立等で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）。</p> <p>2 気体・固体を熱源とする火気使用設備器具は、次の要件を満たす場合に限る。</p> <p>(1) 上記1に定める要件に加え、次の要件を満たすこと。</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 気体燃料を熱源とする火気使用設備器具を使用する場合は、次に掲げるものであること。</p> <p style="padding-left: 2em;">(ア) 消費量は、1個につき58kW以下であり、総消費量は合算し、175kW以下であること。ただし、次に掲げる要件を満たしている場合は、総消費量を、使用する場所ごとに175kW以下とすることができる。</p> <p style="padding-left: 2em;">A 売場外周部に隣接して防火区画されていること。ただし、最大消費熱量が12kW以下の簡易湯沸設備のみ使用する場合には、防火区画とする必要はないものとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">B 各階ごとに1箇所であること（使用する場所が連続的に複数ある場合は、その1団を1箇所とみなすことができる。）。ただし、次に定める設備等が設けられている場合には、各階ごとに複数箇所を使用する場所とすることができる。</p> <p style="padding-left: 2em;">a 油脂を含む蒸気を発生するおそれのある厨房設備に附属する天蓋及び排気ダクトの排気取入口には、火炎の伝走を防止できる装置としてのフード用等簡易自動消火装置が設置されていること。</p> <p style="padding-left: 2em;">b 気体燃料を熱源とする火気使用設備器具については、当該設備又は附属配管部分に地震動等により作動する安全装置（消火装置又は燃料供給</p>

		<p>停止装置)が設置されていること。</p> <p>C 防火区画の面積は、150 m²以下であること。</p> <p>D スプリンクラー設備又はハロゲン化物消火設備が設けられていること。</p> <p>(イ) ガス過流出防止装置又はガス漏れ早期発見のための装置が設置されていること(カートリッジ式火気使用設備器具を除く。)</p> <p>(ウ) 液化ガスは、カートリッジタイプの燃料容器であること。</p> <p>イ 固体燃料を熱源とする火気使用設備器具を使用する場合、使用量は合算して、1日につき木炭 15 kg、練炭 10 kg、豆炭 5 kg、その他の固体の燃料 5 kg 以下であること。</p> <p>(2) 使用する場所は、不燃区画されていること。ただし、最大消費熱量 12kW 以下の簡易湯沸設備(日本工業規格又は火災予防上これと同等以上の基準に適合したものに限る。)のみを使用する場合を除く。</p>
	<p style="text-align: center;">危険物品持込み</p>	<p>1 従業員等による監視体制が講じられていること。</p> <p>2 消火器具を設けること。</p> <p>3 出入口、階段等からの水平距離は、危険物品のうち危険物については 6 m (危険物のうち危険物の規制に関する規則(昭和 34 年総理府令第 55 号)第 44 条第 2 項から第 5 項までに定めるものを貯蔵し、又は取り扱うものについては 3 m)、その他の危険物品については 3 m 以上とすること(耐火構造の壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。)</p> <p>4 火気使用場所から水平距離で 5 m 以上離れていること(不燃材料で造ったつい立等で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。)</p> <p>5 保管する場合は密栓することとし、他の物品と隔離すること。</p> <p>6 解除される範囲は、次に掲げるものであること。</p> <p>(1) 危険物 指定数量の 10 分の 1 未満であること。</p> <p>(2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表第 8 に定める数量の 10 分の 1 未満であること。</p> <p>(3) 可燃性ガス容器(高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。) ガス総質量が 5 kg 以下であり、かつ、容器の総容量がガス質量 5 kg 以下であること(容器の個数は問わないものとする。)</p> <p>7 危険物、可燃性固体類又は可燃性液体類の煮沸行為(揚げ物をする行為を含む。)を行う場所は、次に掲げるものであること。 裸火使用の項 2 (2) 定める使用する場所によること。</p>